

「自己決定」の時代と在宅介護
- ホームヘルプ労働とケアサービスのはざままで -

立命館大学応用人間科学研究科
対人援助学領域
家族機能・社会行動クラスター

介護保険の根幹をなすものは「自立支援」と「自己決定」である。具体的に言えば利用者の主体的な選択によって、利用者の望む自立的な暮らしを実現させようというものである。すなわち、介護保険において利用者一人ひとりの責任ある選択（自己決定）は大きな意義をもっており、それがあって初めて「自立支援」といえるのである。

ところが利用料を払うようになって、にわかに「自己決定」を振り回し、わがままになった利用者が増加した。本来、利用者の「自己決定」は、介護の専門家であるケアマネジャーの助言・指導によって兼ね合いを図るべきものだが、事業所に属しているケアマネジャーは、顧客獲得のためサービス過剰になっている事業者の言いなりになりがちで、本来の力を発揮できていない。

その結果、ケアマネジャーは利用者の希望をそのまま受け入れた「言いなりプラン」を提供し、ますます利用者の「わがまま」を助長させている。

一方、「ホームヘルパー就労実態調査」からは、在宅介護サービスの現場において利用者がホームヘルパーを「お手伝いさん」扱いするといった実態が浮び上がっている。特に「家事援助」に対して、多くの利用者は「専門職」とは認知しておらず、無償労働の延長として捉えている。それゆえ「できるだけ何でもして欲しい」と思っている。

それに対してヘルパーは、今後仕事を続けるにはヘルパーが専門職として確立し、社会的にきちんと認知されることが必要であると考えている。それにもかかわらず、ヘルパーには「家事は努力しなくてもできる」という思い込みがあり、「専門職としての家事援助」に対する自己研鑽を積んでいない。

また、ヘルパーはホームヘルプサービスに対し、一応「自立支援」を基本姿勢にして臨んでいるが、実際には「お手伝いさん」扱いされたり、禁じられた仕事をさせられたり、時間延長させられたりといったことが、頻繁に起こっている。これはヘルパー自身が利用者の「わがまま」をずるずる引き受けてしまう特性を内在化させているからである。

ヘルパーは自己の精神的・肉体的能力を直接的に利用者のために精一杯役立てることで喜びを得て「やりがい」を感じているのである。多少の苦労はあっても、自分が利用者の役に立っていると実感することからくる満足感・充実感、それが「やりがい」である。このヘルパーの「やりがい」という「自己満足」こそがケアワークの困難性を生み出し、それが結果的に不安定雇用につながっていると考えられる。

ヘルパーに「何でもして欲しい」利用者、利用者を甘やかして「自己満足」しているヘルパーは依存と共依存の関係にあるといえる。

ここに「わがまま」な利用者、「言いなりプラン」を提供するケアマネジャー、「自己満足」しているヘルパーが登場し、三者三様に、互いに関係し絡み合いながら介護保険の基本理念である「自立支援」「自己決定」を根本から覆そうとしている。

そこで注目されるのは、ケアマネジャーの存在である。元々、ケアマネジャーは介護保険制度においてキーパーソンの立場にあり、利用者の「主体性」「自己決定」をどのようにケアマネジメントの中に活かすかはケアマネジャーにかかっている。

ケアマネジャーが独立開業すれば本来持っている力を発揮することができ、利用者の真の「自立支援」となり得るケアプランを作成することも可能になるであろう。

そのようなケアプランに基づいてサービスを提供すればヘルパーは「共依存」から脱することができ、利用者も「依存」から「自立」へと方向転換を促されることになる。

現在、ほとんどのケアマネジャーが事業所に属しているが、ケアマネジャーの本来の役割から考えても、独立開業すべきであり、それが可能となる社会的整備が早急に望まれる。